

## 滋賀大学教育学部・滋賀県教育委員会地域教育連携推進会議規程

### (設置)

第1条 滋賀大学教育学部に、滋賀大学教育学部・滋賀県教育委員会地域教育連携推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

### (目的)

第2条 推進会議は、地域の教育課題について協議を進め、得られた成果や知見をもとに、地域の教育の向上を実現するための方策を提言する。

### (任務)

第3条 推進会議は、滋賀大学教育学部長又は滋賀県教育委員会教育長の求めに応じて、次の各号に掲げる事項について協議し、提言を行う。

- (1) 地域の教育の向上に関すること。
- (2) 地域の教員の資質及び能力の向上に関すること。
- (3) 地域の教員養成に関すること。
- (4) その他地域の教育課題に関すること。

### (組織)

第4条 推進会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 滋賀大学教育学部長
- (2) 滋賀県教育委員会教育長
- (3) 滋賀大学教育学部長が指名する者
- (4) 滋賀県教育委員会教育長が指名する者

### (議長)

第5条 推進会議に議長を置き、前条第1号の者をもって充てる。

- 2 議長は、推進会議を招集し、これを主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。

### (専門委員会)

第6条 推進会議は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、滋賀大学教育学部及び滋賀県教育委員会からそれぞれ選出された者をもって組織する。
- 3 その他専門委員会に関し必要な事項は、推進会議が別に定める。

### (事務)

第7条 推進会議の事務は、滋賀県教育委員会事務局の協力を得て、滋賀大学教育学部の事務部において処理する。

### (雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成27年4月17日から施行し、平成27年3月27日から適用する。